

ドローンを活用した河川巡視・点検への適用検討会 規約(案)

第 1 条 (名称)

本検討会は、「ドローンを活用した河川巡視・点検への適用検討会(以下「検討会」という。)と称する。

第 2 条 (目的)

本検討会は、無人航空機(以下「ドローン」という。)を河川の巡視・点検への活用を目指し、ドローンを活用した河川巡視・点検の段階的な実装に向け技術検討を行うことで、河川管理の高度化・効率化を図ることを目的とする。

第 3 条 (検討事項)

検討会は、前条の目的を達成するために、以下の事項について検討・助言を行う。

- ・ ドローンを活用した河川巡視・点検の手引に関する事項

第 4 条 (構成員)

検討会は、有識者等と行政関係者で構成し、別表に掲げるとおりとする。

2 議事の内容に応じ、臨時に構成員を追加することができる。

第 5 条 (検討会)

検討会には座長を置き、検討会に属する構成員から、水管理・国土保全局長が指名する。

2 座長は、検討会の議事を整理する。

3 座長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。

4 検討会は、ドローンを含む新技術の情報等を扱うことから、公開することで開発者に不利益となるほか、無用な混乱を招くおそれがあるため、原則として非公開とする。

5 検討会の配付資料は、新技術等を除き公開することを原則とする。ただし、その他の資料についても特段の理由があるときは、座長の判断により非公開とすることができます。

6 検討会の議事要旨は、検討会後速やかに作成し、あらかじめ座長に確認のうえ、国土交通省ホームページに公開するものとする。

(事務局)

第 6 条

検討会事務局は、水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室に置く。

(雑則)

第 7 条

この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この規約は、令和6年 10月 3日から施行する。

この規約の変更は、令和7年7月 22日から施行する。

この規約の変更は、令和7年 月 日から施行する。

ドローンを活用した河川巡視・点検への適用検討会 委員

(有識者委員)

さいとう 齋藤	いづみ 泉	一般社団法人応用生態工学会 事務局長
すずき 鈴木	しんじ 真二	東京大学未来ビジョン研究センター 特任教授
○田中	たなか 規夫	埼玉大学大学院理工学研究科 教授
戸田	とだ 祐嗣	名古屋大学大学院工学研究科 教授
野波	のなみ 健蔵	千葉大学 名誉教授
廣松	ひろまつ 洋一	一般社団法人北部九州河川利用協会 技師長
松尾	まつお 亜紀子	慶應義塾大学理工学部 教授
溝口	みぞぐち 敦子	名城大学理工学部社会基盤デザイン工学科 教授

(関係団体委員)

あきもと 秋本	おさむ 修	一般社団法人日本無人運行管理コンソーシアム 事務局長
すだ 須田	しんや 信也	一般社団法人日本ドローンコンソーシアム 理事
ほんだ 本田	まさのぶ 正修	一般社団法人建設コンサルタンツ協会 河川構造物専門委員会委員長
せんだ 千田	やすひろ 泰弘	一般社団法人日本UAS産業振興協議会 副理事長
そたに 曾谷	ひでじ 英司	一般社団法人日本産業用無人航空機工業会 理事
やおいた 矢尾板	あきら 啓	一般社団法人全国測量設計業協会連合会 参与
わくつ 和久津	りゅうた 龍太	公益財団法人日本測量調査技術協会 技術委員会ドローンワーキンググループ幹事

五十音順

○：座長

(行政委員)

増 竜郎 国土交通省大臣官房技術調査課施工企画室長
蘆屋 秀幸 国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室長
祢津 知広 国土交通省総合政策局公共事業企画調整課企画官
久保 宜之 国土交通省水管理・国土保全局河川計画課河川情報企画室長
目黒 翳樹 国土交通省水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室長
清水 陽介 国土交通省航空局安全部無人航空機安全課課長補佐（総括）
瀬崎 智之 国土交通省国土技術政策総合研究所河川研究部河川研究室長
(オブザーバー)

豊重 巨之 総務省総合通信基盤局電波部電波政策課調査室長
緒方 淳 経済産業省商務情報経済課アーキテクチャ戦略企画室長

(事務局)

国土交通省水管理・国土保全局河川環境課河川保全企画室